

監査公表

平成 31 年度、令和 2 年度、令和 3 年度および令和 4 年度に実施した包括外部監査について秋田市長からならびに令和 3 年度に実施した包括外部監査について秋田市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知だったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和 5 年 9 月 29 日

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕
秋田市監査委員 高 井 宏 司
秋田市監査委員 安 井 誠 悅
秋田市監査委員 三 浦 清

令5総第1255号
令和5年9月13日

秋田市監査委員 様

秋田市長 穂 積 志

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成31年度、令和2年度、令和3年度および令和4年度に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知します。

平成31年度包括外部監査（秋田市のまちづくりに関する事務の執行について）の結果に対する措置状況

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第3章 秋田市のまちづくりについて 3. 監査の結果 (3) 空き家対策について 【意見5】空き家の活用について（40頁・7頁）</p> <p>地方自治体自らまたは共同出資等によるランドバンクを設立し、空き家の活用方法について検討されたい。</p>	<p>（措置予定・検討中：住宅整備課）</p> <p>令和3年3月策定の第2期秋田市住生活基本計画において、空き家や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性について、計画期間後半の令和8年度から検討する予定としており、N P O 法人等連携可能な法人の存否の情報収集等に努める。</p>

第4章 監査対象とした各課の事業に対する監査の結果

4. 住宅整備課

4-2 監査の結果

(1) 空き家定住推進事業について

【意見13】空き家バンクに登録できない空き家に対する対策の強化について（70頁・10頁）

流通性のある空き家については、空き家バンクなどの受け皿が構築されているが、ここから漏れてしまうものは、多くが利活用されない空き家になってしまふため、空き家バンクに登録できない空き家に対する対策を強化することが重要であると考える。また、空き家になる前の段階での対策がより有用なものと考える。

（措置予定・検討中：住宅整備課）

流通が難しい空き家については、所有者向けに農地や庭園、駐車場、賃貸、イベント開催や集会のためのフリースペース、リノベーション等、活用方法の周知を検討するとともに、空き家になる前段階での啓発として他都市で行っている、居住中に自分の気持ちや住まいについて整理するための「住まいの終活」などの作成も検討する。

5. 防災安全対策課

5-2 監査の結果

(1) 老朽危険空き家等対策経費について

【意見14】特定空き家等に対する措置について（77頁・10～11頁）

特定空き家等に関する適切な措置の実施を図るため、国の指針を参考に地域の特性を踏まえた特定空き家の認定に関するマニュアルを作成する必要があると考える。

（措置予定・検討中：防災安全対策課）

令和7年度までに空き家等対策計画の策定を予定しており、同計画内において特定空き家等に対する措置等の事項と併せ、特定空き家等の認定に関するマニュアルを作成する。

令和2年度包括外部監査（地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第5 外部監査の概要と結論（各論） Ⅲ 企業の活性化の推進 2. 創業支援事業 【指摘事項11】敷金を補助対象経費とすることについて（86頁・19頁）</p> <p>補助対象経費の事業拠点費について、要綱上「事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費」と定めており、市はこの事業拠点費に「敷金」も含むものと解釈し、補助対象経費として運用している。</p> <p>しかし、「敷金」は故意または過失等により発生した汚損、毀損の修繕や賃料の不払いが無い場合には、基本的に支出した敷金は全額入居者へ返金される。</p> <p>また、敷金は会計慣行上「経費」ではなく「資産」として計上されることから、敷金の経費性は認められない。</p> <p>以上のことから今後、市として敷金を補助対象経費から外すことを検討されたい。</p>	<p>(措置予定・検討中：商工貿易振興課)</p> <p>「敷金」は事務所や店舗の賃借契約時に必要な費用の一部であり、創業時の初期費用として創業者の大きな負担になることから、本市では、申請要領において、「敷金」も補助対象としているものである。</p> <p>引き続き、「敷金」を補助の対象外とすることについて、他の公的制度等も事例として参考にしながら、その可否を検討する。</p>

【意見22】創業支援事業審査委員会のメンバー構成について（87頁・21頁）

創業支援事業審査委員会（以下、「審査会」という。）には、市内の中小企業診断士や有力企業の経営者等に加え、市からは地域金融機関で実務経験がある創業支援担当課長が参加しており、経験豊富なメンバー構成となっており、審査会議事録を閲覧する限りにおいてもその能力・資質・経験に疑義はない。

一方で、現審査会メンバーは50代を中心構成させているが、市場感覚を向上させることを目的に、能力・経験等を精査のうえ、市の若手有望者を審査委員に加えることを提案したい。

（措置予定・検討中：商工貿易振興課）

市場感覚を適正に反映させることは必要であり、若手を委員として加えることは一策であると考えるが、対応については、引き続き外部委員を含めた委員の委嘱替えの際に検討する。

令和3年度包括外部監査（情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第3 監査対象の概要及び総論</p> <p>4. 秋田市の情報システムに関する規程の整備状況</p> <p>【意見5】脱PPAP問題への対応について（29頁・7頁）</p> <p>脱PPAP問題について、秋田市では研修等で取り上げてはいるものの、改善の動きはないため、他の自治体の例も参考に、ファイル転送サービスを利用する方法等を検討してはどうか。</p>	<p>(措置済み：情報統計課)</p> <p>令和5年4月にファイル転送サービスを変更し、1日あたりの使用可能容量を増加したところであり、これまでの大容量ファイル転送に加え、暗号化が必要なファイル送信にも活用していく。</p>
<p>第4 監査対象とした個別システム等の概要と結論</p> <p>2. ホームページの維持管理とセキュリティ対応（その2）</p> <p>【指摘事項1】ウェブアプリケーションの脆弱性について（40頁・9頁）</p> <p>秋田市観光myタクシー多言語予約サイトについて、以下の未対策があった。</p> <p>No. 1 セッション管理の不備 No. 2 クロスサイト・スクリプティング No. 3 バッファーオーバーフロー</p>	<p>(措置済み：観光振興課)</p> <p>令和4年11月に当該サイトを改修して全ての対策を実施した。</p>

【意見8】TLS暗号設定ガイドラインチェックリストの実施に伴う不備事項の是正について（41頁・9頁）

秋田市観光myタクシー多言語予約サイトについて、以下の未対策があった。

・TLS 1. 3未実装について

TLS 1. 3は、TLS 1. 2策定以降に見つかった新たな脆弱性や攻撃手法への対策を施すと共に、QUIC（現在IETFで標準化が進められているトランスポートプロトコルである。内部的にTLS 1. 3を利用する）等のプロトコルに対応するための性能向上を狙いとして、プロトコルと暗号アルゴリズムの抜本的な再設計が行われたものであり、令和2年3月の時点では最新バージョンである。1つ前のバージョンであったからと言ってすぐに脆弱であるとは結論づけられないが、安全性向上のため最新バージョンのものを実装する必要がある。

4. 情報システムに係る運用業務について

【意見9】標準化に向けた長期継続契約について（48頁・11頁）

・標準化との関係で、生活保護システムをクラウド化する要件定義を採用すべきであったのではないか。

(措置困難：観光振興課)

TLS 1. 3の実装に向けて引き続き検討を行った結果、現在のバージョンでも安全性の問題はない判断したことから、現時点では緊急にTLS 1. 3へ更新する予定はない。

(措置予定・検討中：保護第二課)

現行システムの契約時には、標準化に関して明確な計画が示されていなかった。加えて、セキュリティ上の観点から、市民の情報を外部に保管することについて時期尚早と判断したことから、現行システムのクラウド化する要件定義を採用しなかったものである。今後のシステム契約時にクラウド化に関して国の方針を考慮したうえで、府内およびベンダーなどと調整し、導入を検討する。

<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムの更新、またはそれ以降の近い時期に一部業務についてRPAの導入の検討及び実装を行うべきである。 	<p>(措置予定・検討中：保護第二課)</p> <p>生活保護システムに関して、国から令和5年3月に標準仕様書第1.1版が公表されている。当市でも内容を確認し、令和7年度から稼働する新システムへこの標準仕様書を反映させることとなる。新システムの機能の中で、事務の効率化が見込まれる業務を精査した上で、府内およびベンダーなどと調整し、導入を検討する。</p>
<p>5. 情報システムに係る機器の管理状況について</p> <p>【意見12】事務処理におけるRPA導入の促進について（55頁・15頁）</p> <p>RPAについて、令和4年度に秋田市が導入を予定している、行政事務システム、個人住民税賦課業務、福祉医療、児童手当、児童扶養手当以外の業務においてもさらなる導入促進の検討が必要なものと思われる。</p>	<p>(措置済み：デジタル化推進本部)</p> <p>全庁を対象としたRPAに関する研修等を通じて職員から適用可能な業務を募ったほか、他都市における事例研究を通じて、導入促進の検討を行った結果、令和4年度からRPAを導入し、支出命令書の作成などの全庁共通業務において運用を開始している。</p>
<p>7. 上下水道統合型管理情報システムの運用状況等について</p> <p>【意見16】上下水道のDX化について（95頁・19頁）</p> <p>上下水道のDX化については、具体的な政策が実行されていないことから、先行事例（広島県）を参考にされたい。</p>	<p>(措置済み：上下水道局総務課)</p> <p>秋田市デジタル化推進計画に基づき、流量・水圧遠隔監視システムの整備、マンホールポンプ遠隔監視システムの構築を進めているところであり、引き続き費用対効果を検証しながら、上下水道のDX化を推進する。</p>

【意見17】現行システムの課題とDX化、 広域化について（96頁・20頁）

・上下水管路情報管理システムについて、中期・長期計画を考える場合に、クライアント・サーバ方式から、クラウドサービスを利活用できないかを検討することも有効であると思われる。

・災害の種類や規模等の情報システムに係るリスク評価や、これに対する対応策が十分とは言えない状況であることから、情報統計課等と連携しながら、災害時のリスク対応に関する体制を整備することが望ましい。

・秋田市デジタル化推進計画に記載されている3つの事業（水道のスマートメーター導入の検討、流量・水圧遠隔監視システムの整備、マンホールポンプ遠隔監視システムの構築）について、できる限り既存のシステムとの統合等を図り、効率的な運用を行えるようにすべきである。

(措置困難：水道維持課)

令和5年度のサーバ更新に当たり、令和4年度に全国中核市を対象に導入状況の照会を行い、これに基づき、導入費用、通信速度等を検討した結果、更新時のクラウド化は見送ることとした。

(措置予定・検討中：上下水道局総務課)

情報システムに係る災害時のリスク対応については、情報統計課等と協議しながら、リスクの抽出、評価を実施した上で、本年中にマニュアルを整備する。

(措置困難：お客様センター、水道維持課、下水道施設課)

水道スマートメーターを導入する場合は、水道料金システムのセキュリティを強化し、データ取得を行うこととしている。

なお、情報流出等のリスクを回避するため、他のシステムとの統合は考えていない。

流量・水圧遠隔監視システムおよびマンホールポンプ遠隔監視システムについては、施設の所管課以外の利用を想定していないことから、他のシステムとの統合の必要性は低いと考えられる。

なお、機能面では、流量・水圧遠隔監視システムは既にWEB監視等の機能を有しております、マンホールポンプ遠隔監視システムについても同様の機能を付加するなど、ニーズに応じた効率的な運用が可能である。

令和4年度包括外部監査（補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行について）の結果に対する措置状況調書

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>第3 監査対象の概要及び結論（総論）</p> <p>2. 秋田市の補助金等に対する政策等</p> <p>(2) 監査の結果（指摘及び意見）</p> <p>【意見1】補助金等事業のDX化について（21頁・7頁）</p> <p>地方自治体の補助金申請及び交付手続きについてはまだその多くが電子化されていない。政府の現行のシステムを活用できる可能性だけでなく、秋田市全体ないしは広くは秋田県全体の標準化された共通基盤の上で構築することも検討すべきであろう。</p>	<p>(措置予定・検討中：デジタル化推進本部)</p> <p>本市の補助金申請の多くは、電子メールによる手続が可能である。今後、県および県内市町村で共同利用している電子申請・届出サービスシステム上への移行も検討する。</p>
<p>第4 監査対象の概要及び結論（各論）</p> <p>1. 総務部</p> <p>(11) 監査の結果（指摘及び意見）</p> <p>② 職員研修費（人事課、諸会議等出席負担金）</p> <p>【意見2】今後における職員研修のリカバリーの必要性について（40頁・9頁）</p> <p>コロナウイルス感染症の影響で過去2年の研修実績は大きく減少し、今後も既存の研修方法、特に対面研修は中止等の可能性もありうる。</p> <p>今後、過去2年間のブランクを埋めつつ、DX化等も考慮して適切な研修方法の策定と実行が望まれる。</p> <p>現行派遣研修は国土交通省等公的機関がほとんどであるが、民間の専門機関や大学等の研究機関への学習や研究機会も考慮する必要もあるであろう。</p>	<p>(措置済み：人事課自治研修センター)</p> <p>今年度は、法制科目やパソコン操作研修などでオンライン等による研修を実施しながら、階層別研修などでは対面による研修を実施し、コロナ禍以前と同程度の研修機会を確保している。</p> <p>また、Zoomによるリモート講義など、予定どおり対面研修が実施できない場合に代替開催する方法も整備している。</p> <p>派遣研修については、市町村アカデミーや国土交通大学に派遣するほか、大学等からの講座履修等の募集案内を全庁に周知するなど、職員の自発的な学習・研修につながる取組を行っている。</p>

③ 老朽危険空き家等対策経費（防災安全対策課、補助金）

【意見3】今後の空き家対策の充実・促進について（41頁・9頁）

今後も空き家、特に危険度の高いものなどが増加する傾向にあることから、早急な危険空き家等の処理が望まれる。

また、全庁横断的な空き家対策を図ることが望まれ、現状や建築物としてのリスクだけでなく、活用可能な観点からの分類も求められると考える。

（措置済み：防災安全対策課）

これまででも、市外在住者宛てに送付される固定資産税納税通知書に、空き家の適正管理等に関する文書を同封し、適正管理の呼びかけを行っている。

また、今後、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正が予定されていることから、改正内容を確認し、関連部門と連携しながら適切に対応していく。

④ 自主防災組織育成事業（防災対策安全課、補助金）

【意見4】自主防災組織の強化のために更に充実させるべき事業のあり方について（41頁・10頁）

自主防災組織の充実・強化のために防災マップも含めた適切な施策の実施が望まれる。

（措置済み：防災安全対策課）

令和5年3月に、結成10年以上の自主防災組織に対し、資機材の助成を行った。

今後も資機材助成のほか、市が主催する研修会の開催や訓練・講話への職員派遣等の支援を行っていく。

⑥ 電子入札システム運用経費（契約課、負担金）

【意見5】外部とのシステム共用に関する選択・運営に関する基準の明確化等について（42頁・10頁）

外部とのシステム共用に関して、適切な契約基準を明確に作り、契約締結した経緯等が後日でも判る様に文書の保存年限を変更すべきである。

（措置済み：契約課）

令和6年度から利用する新システムについては秋田市ののみで利用するものとなるため、外部とのシステム共用に関する基準を定める予定はない。

また、新システムに関する文書については保存年限を10年から30年に改め、長期にわたり契約締結した経緯等が確認できるようにする。

⑦ 財産管理費（財産管理活用課、その他）

【指摘事項 1】分収金の廃止に関する適切な交渉と調査について（42頁・10頁）

早期に各部落や自治会などとの交渉を行い、速やかに廃止に向かって対応を行うべきである。

(措置済み：財産管理活用課)

分収金を支払っている各部落や自治会との分収金の廃止に向けた交渉は終了しており、統一条件による分収金は廃止することとした。

また、協定書・覚書による分収金について、立木に関しては継続、土地の売払い・貸付に関しては廃止することとした。

なお、各地区の状況がそれぞれ異なるため、一部経過措置を設けている。

2. 企画財政部

（8）監査の結果（指摘及び意見）

① 農業集落排水事業会計負担金等（財政課、補助金）

【意見 6】農業集落排水事業会計に対する繰出金のあり方について（59頁・11頁）

農業集落排水事業会計に対する基準外繰出金について、明確なルールの設定が必要である。ルールが既にある場合、そのルールは現行のままで良いのか、現在の状況を踏まえたものとなっているかについて検討されたい。

(措置済み：財政課、上下水道局総務課)

基準内繰出金は、毎年度の総務省通知で示される経費に対する一般会計からの繰出金であり、基準外繰出金は当該通知に規定のない経費に対する繰出金である。

農業集落排水事業会計に対する基準外繰出金は、以下の4項目に限ることとして、毎年所要額を繰り出している。

- ・経営にあたり必要最低限の人件費
- ・繰出基準以外の利子分
- ・使用料低減措置（繰出基準以外の元金分）
- ・収益的収支調整に要する経費

農業集落排水事業は、処理区域内人口の少ない農村部での汚水処理を行うもので、公平性確保のため公共下水道処理区域の住民と使用料を一律に設定しているものの、事業規模が小さいことから収支の均衡は難しく、公共性の観点から、発生する赤字を、一般会計からの基準外繰出金で補てんすることとしているものであり、現行のルールで適正と考えている。

② 下水道事業会計負担金等（財政課、補助金）

【意見 7】水洗化率の目標達成状況について（61頁・13頁）

現行実施している助成制度の周知に力を入れるとともに、対象要件を絞った上で助成金額を現在より上乗せするなどして水洗化率の向上に努めていただきたい。

(措置済み：給排水課)

助成金額の上乗せは、これまでの対象者との公平性の観点から困難と考える。助成制度の周知については、秋田市ホームページや広報あきたによるPRのほか、供用開始から3年以内の接続の可能性が高い世帯や、過去のアンケートで接続意思があった世帯、個人設置型浄化槽世帯に対する個別訪問によるPRを行い、水洗化率の向上に努めた。

③ 移住促進事業（人口減少・移住定住対策課、補助金）

【意見 8】秋田市東京圏移住支援事業補助金の利用実績について（62頁・14頁）

事業開始後、コロナ禍にあって利用実績が予定どおりとはいかなかったと考えられる。

今後、制度の周知に一層注力することで利用者数の増加を図っていただきたい。

(措置済み：人口減少・移住定住対策課)

令和3年度に「テレワーク」や「関係人口」など補助対象の要件の拡充を図った。これにより令和4年度の利用実績は16件となり、利用件数が増加したところである。引き続き、移住フェアや移住相談会などで積極的に制度の周知を行い、さらなる利用増加に努める。

【意見 9】所得税の処理に関する周知について（63頁・14頁）

移住促進事業補助金は一時所得に該当すると考えられることから、当該補助金を受給した市民は確定申告をする義務が発生する場合がある。市はこれまでこれにかかる周知を行っていないことから、今後は、対象者に対し、必要な周知を行っていく必要がある。

(措置済み：人口減少・移住定住対策課)

移住促進事業の交付決定者に対して移住後に行う手続等を伝える際、補助金額によっては、確定申告が必要な場合があることを周知している。

④ 光回線整備事業費補助金（情報統計課、負担金）

【意見10】予算と決算の差額について（64頁・15頁）

当初の協定書では予算額を76,595千円と見込んでいたが、変更契約によって14,879千円に減額された。ここまで大きく予算と決算の差額が生じると、当初予算額の76,595千円の根拠が薄弱であったにもかかわらず協定を締結したとも受け取られかねない。

今後は事業者の示す工事費なども一度庁内で必要な協議を経て金額の妥当性を検討してから協定を締結する必要がある。

（措置困難：情報統計課）

当該工事費は、整備対象範囲の確定後に、民間事業者が協定締結時点において想定する整備手法等で積算し、市に提示したものであるが、工法の変更や伐採等の外的要因の変化により、結果的に減額となつたものである。

なお、負担金の額は、協定書において76,595千円を超えない額で工事完了後に確定するとしている。

3. 観光文化スポーツ部

（5）監査の結果（指摘及び意見）

① 竿燈まつり保存・継承支援事業補助金及び竿燈まつり開催準備事業補助金（観光振興課、補助金）

【意見11】補助対象経費の明確化及び精算について（73頁・16頁）

具体的な補助対象経費を要綱上設定することが必要である。

また、補助事業にかかる収支報告書の提出を受け補助対象経費に確實に充当されたこと、補助金が余った場合には補助金の精算を行うべきである。

（措置済み：観光振興課）

要綱を一部改正し、補助対象経費を明確化するとともに、事業終了後は、収支内容が記載された実績報告書の提出を受け、必要に応じて精算手続を行うこととした。

② スポーツホームタウン推進事業活動支援補助金（スポーツ振興課、補助金）

【指摘事項2】スポーツホームタウン推進事業補助金のあり方について（75頁・17頁）

「事業費補助」を前提とした制度であるが、実態としては「団体運営補助」を行っているように見える。各チームと広告委託契約を締結する等の制度設計自体の見直し、もしくは交付要綱において「補助対象経費」を明確に定める必要がある。また、支出疎明資料（領収書等）との照合を行い、実支出のみを交付する必要がある。

（措置済み：スポーツ振興課）

事業費補助としての位置づけを明確にするため、要綱を一部改正し、補助対象経費を定めるとともに、事業終了後は支出を証明する書類の提出を受け、実支出分のみを補助金として交付することとした。

【指摘事項3】補助金の終期の設定がないことについて（79頁・20頁）

団体運営補助金的な補助金の支出を行い、収支内容詳細について報告を受けない限りは、交付先のどの支出に補助金が充当されているか認識することができず、会計監査等のモニタリングの機会も一般的に少ないため、会社の行った冗長的な支出や役員報酬の増額部分に充てられている可能性さえ認められる。収支が安定しているチームもある中、財政的な自立時期を補助金の終期として設定するべきである。一方で、市がユニフォーム広告等に高い効果を見出しているならば、指摘事項2に記載したように広告委託費等として個別に契約を締結すべきであろう。

【意見12】プロスポーツチームの公益性の検証について（80頁・21頁）

団体運営補助は補助対象が広範であるため交付対象には非常に高い公益性が求められている。市はプロスポーツチームを「都市資源」として非常に高い公益性があるものと判断しているが、一方で、具体的な公益性のエビデンスを持っていない状況にある。終期設定等も不明確で毎年29百万円と多額の支援を行う以上、チームに対する応援具合・好感度を計るアンケートを実施するとともに、毎年の経済効果の算出等によりその公益性を詳細に検証し市民に説明する必要がある。

(措置済み：スポーツ振興課)

要綱改正により、事業費補助であることを明確にしたことで、団体運営補助には当たらないことから、補助金の終期は設定せず、各年度の予算編成時において補助事業としての適格性等を検証し、予算措置として反映させていく。

事業費補助したことにより、広告委託費等として契約締結することは、現時点で考えていない。

(措置済み：スポーツ振興課)

要綱改正により、事業費補助であることを明確にしたことで団体運営補助には当たらないことから、各年度の予算編成時において、補助事業としての公益性や適格性を検証し、必要な見直し等を行っていく。

5. 福祉保健部

(7) 監査の結果（指摘及び意見）

【意見13】電子地域通貨と福祉政策について（106頁・22頁）

低コストで一度に多くのサービスを市民に提供する手法として、電子地域通貨の導入を行政のDX化の一環として検討できないか。福祉サービスへ導入し、現行実施されているポイントが付与される制度等と組み合わせることで、より有効な効果が得られるほか、多数の市民に資金を提供する際、手間とコストを掛けずに行うことが可能ではないか。

① 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金（障がい福祉課、補助金）

【意見14】補助対象経費などのわかりやすい情報開示について（107頁・23頁）

予算の執行率が35%に留まっている理由として、市ホームページでの説明において、対象経費は別表に定めるとおりとするしながら、当該別表がどこからも見ることができず、何がどの程度補助されるかわからなかつたことも一因と考えられるため、今後はわかりやすい情報開示が望まれる。

② いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費受療券の使用に関する負担金（長寿福祉課、負担金）

【意見15】補助対象範囲の拡大について（108頁・24頁）

目的が後期高齢者の健康・福祉ということであろうが、診療報酬の増加対策として、雇用創出の政策の一つとしても複合的政策としてもう少し範囲を広げてもいいのではないか。範囲を40歳以上、千円で年24回とし、温泉療養も加われば市民にとっては、満足な水準と思われる。

（措置済み：福祉総務課）

本市では「秋田市デジタル化推進計画」を策定し、市民サービスの利便性の向上を図るとともに、経費の削減や事務負担軽減を図る取組を進めているところである。

一方で、本市には電子地域通貨がないことから、今後全庁で導入された際には、福祉サービスにおいても対応する。

（措置済み：障がい福祉課）

当該事業については全事業者に周知しているほか、感染者の発生状況は各事業者から随時報告を受け、対象となる事業所に個別に補助の詳細を説明し、制度の活用を促進した。

（措置困難：長寿福祉課）

はり・きゅう・マッサージ受療券の交付について、国保年金課が55歳以上の国民健康保険被保険者を対象とした事業を行っていることから、現行制度の変更は考えていない。

③ 介護従事者資格取得支援事業費補助金

(介護保険課、補助金)

【意見16】介護従事者資格取得支援事業費補助金の目的と効果について(108頁・24頁)

当該補助金が介護人材の確保に寄与しているか疑問であることから、介護人材としての外国人労働者確保も検討されたい。

(措置困難：介護保険課)

介護人材としての外国人労働者の確保については、市単独では措置困難であり、国や県の事業展開の状況を注視していく。

なお、当該補助金は、資格取得の促進により、事業所全体の質の向上と待遇向上に伴う介護人材の定着に一定の効果があると捉えている。

④ 敬老会補助金（長寿福祉課、補助金）

【指摘事項4】敬老会補助金の見直しについて(108頁・24頁)

単に儀式化し、しかも増加しつつある当該費用だけでなく、いきいき長寿祝い事業も含めて見直すべきではないか。長寿にお金を配ると市民の敬老意識は高揚するのか。長寿の祝いは記念品だけでも十分ではないのか。敬老会補助事業の見直しと合わせて改善が望まれる。

(措置困難：長寿福祉課)

敬老会は地域が主体となり、市と地域が経費を負担し合い、高齢者と地域住民が交流を図る貴重な機会となっている。

また、いきいき長寿祝い事業については、敬老の意を示す贈呈品として祝い金が適していると考えており、その額も、時代に即した見直しを行っていることから、現時点ではいずれも見直しの予定はない。

⑤ 秋田市老人クラブ活動補助金及び老人クラブ連合会各種活動補助金（長寿福祉課、補助金）

【指摘事項5】団体の活動状況に見合った補助金の支出について(111頁・27頁)

活動状況や加入率が低いクラブへの支出は不平等を助長するだけではないか。補助金自体を廃止するなど見直すべきではないか。また、老人クラブ連合会へ各種活動補助金を出す慣例も減額を含めて見直すべきではないか。

(措置困難：長寿福祉課)

老人クラブは、その地域の特に後期高齢者にとって大切なコミュニティであり、健康と生きがいづくりの拠点となっていることから、連合会への補助金も含め、引き続き必要な支援を行っていく。

⑥ 障がい者雪下ろし支援事業負担金（障がい福祉課、補助金）及び高齢者雪下ろし支援事業補助金（長寿福祉課、補助金）

【意見17】補助金の適用範囲の拡大と利用可能性の向上について（113頁・28頁）

補助金の執行率が非常に低い。除雪活動に関わる民間事業者を含め組織的に対応するとともに、当該補助金の処理がスムーズにできれば、潜在的ニーズに応えることができると考える。補助金の範囲の拡大と利用可能性の向上が望まれる。

(措置困難：障がい福祉課、長寿福祉課)

当該事業は、道路豪雪対策本部が設置されるなど、災害級の雪害が発生した際に、業者等を利用した屋根の雪下ろしが必要となる高齢者および障がい者世帯等の利用を想定したものである。

本市は、地域により差があるが、平年並みの降雪量であれば業者等を利用した屋根の雪下ろしが必要となるケースは少ない。

災害時を想定した予算であることから、現時点では適用範囲の拡大等を行う予定はない。引き続き、市の広報やホームページにより広く周知し、利用されるよう努める。

6. 環境部

(12) 監査の結果（指摘及び意見）

① 自然環境保全・体験支援事業（環境総務課、交付金）

【意見18】交付金支給対象である環境保全団体の財務状況の検討について（131頁・29頁）

令和3年度の交付金支給団体において決算状況が多額の「経常増減額」（利益）となっているケースが認められた。秋田市の交付金の額を大きく上回っており、詳しい事業内容等は不明であるが、その原因等については秋田市側でも確認する必要があると思われる。

環境保全活動団体を育成したいという秋田市の政策的配慮もあるかと思うが、同じ様な事を実施している団体の損益等は必ずしも多額の利益が発生する様な環境にはないものと思われる。

(措置困難：環境総務課)

本交付金は、自然環境保全活動や体験活動に関する事業を対象として審査し、交付するものであり、交付要綱では、交付対象の要件として「団体として独立した経理を行うものであること」、「対象事業を完遂する能力を有すると認められること」と規定しており、申請書類等により団体の財務状況を確認しているが、「経常増減額」（利益）の多寡については交付の判断に直接影響するものではないことから、確認する必要はないと考えている。

② 中小企業等省エネ促進事業(環境総務課、補助金)

【意見19】中小企業等省エネ促進事業の拡充について（131頁・29頁）

経済環境の収束は予測できない状況にあるが、できるかぎり当該事業や他の省エネ支援策の拡充に努め中小企業の維持に努められたい。

(措置済み：環境総務課)

昨今の光熱費高騰を受け、私立学校等を営む学校法人からのニーズがあつたため、令和5年7月に要綱を改正して制度を拡充し、私立学校法第3条に規定する学校法人を補助対象者に追加した。

③ 再生可能エネルギー導入支援事業（スマートシティ創エネ事業）(環境総務課、補助金)

【意見20】再生可能エネルギー導入支援事業の拡充について（前掲と重複するもの）（132頁・30頁）

エネルギー価格高騰による中小企業の経営悪化への救済措置として、個人向けの補助事業である当該事業の拡充に努められたい。

(措置済み：環境総務課)

令和4年度から、これまで個人に限定していた補助対象者を中小企業等の事業者にまで拡大した。

【意見21】木質ペレットボイラーの補助金について（132頁・30頁）

当該補助金は、過去5年以上の間に1台も設置実績がない。事業者側で採算性の目処がつかない設備投資であるなら、補助金制度として廃止等も考えるべきである。

今後とも当該事業を継続するのであれば、企業側の事情等も調査した上で補助金の制度設計の変更（補助金額の上限アップ等）も検討すべきである。

(措置予定・検討中：環境総務課)

当該補助金は、市内企業の温室効果ガス削減と再生可能エネルギーの導入促進につながるものであるほか、事業者側の採算性を補助するものであることから、本事業を直ちに廃止することは考えていない。

また、補助金額の上限アップ等の制度変更については、国や県の動向を注視しながら、検討に努める。

【意見22】木質ペレット、木質ペレットボイラーの燃料費への補助について（132頁・30頁）

木質ペレットストーブの設置は安定的に進んでいるが、近時のエネルギー事情の悪化による中小企業等の経営悪化をうけて、燃料費に関しても何らかの補助を自主財源で実施することなども検討しても良い時期ではないかと考えられ、秋田市の積極的な中小企業の救済が望まれる。

④ 古紙ステーション回収システム支援経費（環境都市推進課、交付金）

【意見23】協同組合秋田古紙回収協会の確定申告書等の会計資料入手とチェックの必要性について（132頁・30頁）

人件費等について賞与等の年度ごとの増減幅が大きい等、秋田市が現在入手している決算書の会計情報だけでは十分に財政状況や損益状況をチェックすることは難しいものと思われる。

今後は、毎年度において当該協会の確定申告書や納税証明書等の詳細な会計資料を提出してもらい交付金の支給が適切であることを確認する様にすべきである。

⑦ 生ごみ減量促進事業（環境都市推進課、補助金）

【意見24】生ごみ減量促進事業の更なる活性化について（133頁・30頁）

今後、生ごみ堆肥化容器及び電気式生ごみ処理機補助事業の市民への情報提供をより積極的に行い、利用件数がより増加して生ごみの減量化を推進することが望まれる。

(措置困難：環境総務課)

昨今のエネルギー価格の高騰により、灯油とペレット燃料の価格差が縮小していることから、現時点では、燃料への補助は考えていないが、いただいたご意見を参考に、燃料価格や市民のニーズ等を注視しながら施策の充実に努める。

(措置困難：環境都市推進課)

古紙ステーション回収事業により古紙の回収を行う同協会の財政状況や損益状況については、毎年提出される財産目録、貸借対照表や損益計算書等で自己資本比率や損益状況等をチェックすることにより十分確認できていることから、今後とも、適切なチェックにより交付金を支給する。

(措置済み：環境都市推進課)

広報あきたや市政番組、SNSなどを通じ、補助制度を積極的に情報提供した。

また、利用者の声や、電気式生ごみ処理機のレンタル制度、生ごみ堆肥化容器の使い方講座についても、併せて情報提供した。

令5教総第1345号

令和5年9月13日

秋田市監査委員 様

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和3年度に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知します。

令和3年度包括外部監査（情報システムの財務に関する事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について）の結果に対する措置状況

項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨	措置状況：担当課所室 措置の内容
<p>【意見15】児童生徒のタブレットの家庭への持ち帰りについて（66頁）</p> <p>現在はタブレットを各家庭へ持ち帰る運用を原則的に行っていないが、持ち帰り利用を早期に実現することが望まれる。</p>	<p>(措置済み：学校教育課)</p> <p>令和5年7月にタブレットの家庭への持ち帰り利用の実証を行い、課題等を検証した上で、令和5年9月を目処に市立小・中学校において、タブレットの家庭への持ち帰り利用を実施する。</p>